平成２４年（フ）第７１号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2340番地３
チェリーヒルズＣ―202号
債務者　上山　恵美（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目10番市８―303号
債務者　前山　隆子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
鹿児島県鹿屋市川東町8033番地６
債務者　和泉　良考
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
青森市久須志２丁目５番２号　コーポ久須志５号
債務者　成田　良子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
青森市大字浦町字奥野332番地39　ウィルモア奥野203号
債務者　柳谷　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
青森市大字浦町字奥野332番地39　ウィルモア奥野203号
債務者　柳谷みどり
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
青森県北津軽郡板柳町大字長野字福岡11番地
債務者　葛西千代榮
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
青森県北津軽郡板柳町大字長野字福岡11番地
債務者　成田　　圭
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
神奈川県横須賀市野比１丁目46番20号　リバティーコミューンおもてＢ―２
債務者　菱沼　　梢
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１６号
神奈川県横須賀市望洋台22番22号　内田アパート２Ｆ
債務者　小林　　充
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１７号
神奈川県横須賀市平作８丁目17番Ａ―301号
債務者　伊藤　憲治
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９８号
千葉県松戸市新松戸南２丁目25番地　新松戸ユーカリパークハウスＣ―603
債務者　山田　哲郎
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９９号
千葉県松戸市新松戸南２丁目25番地　新松戸ユーカリパークハウスＣ―603
債務者　山田　正子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３５号
千葉県柏市大井1176番地　シャルム102号
債務者　柳瀬　裕介
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６３号
千葉県柏市松葉町４丁目７番地　２棟505号
債務者　村松　光男
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７５号
千葉県松戸市高塚新田115番地
債務者　中島　和子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２０号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目９番28―601号
債務者　鶴間　友子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

第明治三十五種郵便物認可